

## 地域安全確保部会の発展的解消及び消費者教育部会への統合について

### 1 提案

消費者保護審議会の専門部会である消費者教育部会と地域安全確保部会の2部会のうち、地域安全確保部会を発展的に解消し、消費者教育部会に統合する。

### 2 理由

平成26年度より、大阪市消費者保護審議会規則第4条により、消費者保護審議会の専門部会として消費者教育部会と地域安全確保部会の2つを設置してきたところである。

これまで、この2部会において、運営方針の取組みに沿い、消費者教育部会で高齢者・若年者向けの消費者教育、地域安全確保部会で高齢者の支援者向けの取組み、両部会で消費者センターの認知度向上のための取組みに関する審議を行ってきた。

しかしながら、それぞれの部会のなかで高齢者に関する取組みと高齢者の支援者向けの取組みが密接に関わっており、議論内容が重なっていくことや、地域安全確保部会とは別に、高齢者の消費者被害防止のための支援者ネットワークとして、大阪市消費者安全確保地域協議会を平成31年3月末に設置し、消費者の見守りの推進等の取組みに関しても協議していくこととした。これにより、「審議会等の設置及び運営に関する指針」による既存の審議会等の見直しを行い、廃止基準で規定されている、審議等の目的が達成されたこと、統合基準で規定されている、審議等の目的が重複していることから、地域安全確保部会を発展的に解消し、消費者教育部会への整理統合を行うこととする。

以上により、「大阪市消費者保護審議会専門部会の運営について」第10項に基づき、審議会で部会廃止の決議をもって廃止することとする。

### 3 これまでの取組内容

別紙のとおり

(参考)

- 大阪市消費者保護審議会規則(抄)

(専門部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

- 審議会等の設置及び運営に関する指針(抄)

第4 既存の審議会等の見直し

既存の審議会等については、次に掲げる基準により見直しを行い、廃止又は統合を検討するものとする。

1 廃止基準

(1) 審議等の目的が達成されたもの

(2) 社会経済環境の変化等により必要性が著しく低下したもの

(3) 活動が著しく不活発で今後も活動の見込みがないもの

2 統合基準

(1) 審議等の目的が重複しているもの

(2) 行政の総合性確保のため統合が望ましいもの

- 大阪市消費者保護審議会専門部会の運営について(抄)

(10) 部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。

当該専門の事項の審議が終了したとき  
審議会でも部会廃止の決議がなされたとき

- 大阪市消費者安全確保地域協議会設置要綱(抄)

(設置)

第1条 消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第11条の3第

1項に規定する消費者安全確保地域協議会として、大阪市消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、消費者の利益の擁護及び増進に関連する関係機関・団体(以下「関係機関等」という。)が連携し、大阪市における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 消費者被害の防止及び消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りの推進等の取組に関して協議すること。

(2) 消費者被害の防止及び消費者安全の確保に関する情報の交換及び相互の連絡調整を図ること。

(3) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

	消費者教育部会	地域安全確保部会
平成26年度第1回	(1) 部会長代理の選出について (2) 大阪市における今後の消費者教育について (3) その他	(1) 部会長代理の選出について (2) 地域の消費者被害防止活動について (3) その他
平成28年度第1回	(1) 部会長代理の選出について (2) 次年度の <u>高齢者等に対する消費者教育の取り組みとその目標</u> について (3) その他	(1) 部会長代理の選出について (2) 地域の消費者被害防止活動について (3) その他
平成28年度第2回		(1) 次年度の地域における消費者被害防止の取り組みとその目標について (2) その他
平成29年度第1回	(1) 次年度の消費者教育の取り組みとその目標について ・ <u>高齢者を対象とした消費者教育の推進</u> について(昨年度からの変更点等) ・若年者を対象とした消費者教育の推進について(新規事業) (2) その他 ・啓発動画の活用について	(1) 次年度の地域における消費者被害防止の取り組みとその目標について ・ <u>地域における高齢者の支援機能の向上</u> について(昨年度からの変更点等) ・映像コンテンツの活用について
平成30年度第1回	(1) 消費者教育推進地域協議会について (2) 部会長代理の選出について (3) 平成30年度運営方針(高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保)にかかる中間振り返り及び今後の取り組みについて ・ <u>高齢者を対象とした消費者教育の推進</u> ・若年者を対象とした消費者教育の推進 ・消費者センターの有用性の認知度の向上	(1) 部会長代理の選出について (2) 平成30年度運営方針(高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保)にかかる中間振り返り及び今後の取り組みについて ・ <u>地域における高齢者の支援機能の向上</u> ・消費者センターの有用性の認知度の向上
平成30年度第2回	(1) 次年度の消費者教育の取り組みとその目標について	(1) 次年度の地域における消費者被害防止の取り組みとその目標について
令和元年度第1回	(1) 来年度の消費者教育の取組みとその目標について ・令和2年度市民局運営方針(案) (全体・4 1「 <u>高齢者を対象とした消費者教育の推進及び地域における高齢者の支援機能の向上</u> 」及び4 1 1「 <u>高齢者を対象とした消費者被害の未然防止のための教育</u> 」) (4-2「若年者を対象とした消費者教育の推進」及び4 2 1「若年者を対象とした消費者被害の未然防止のための教育」) ・今年度及び来年度の取組み ・啓発パンフレット(一般・ <u>高齢用</u> ・若年者用)について (2) その他	(1) 来年度の地域における消費者被害防止の取組みとその目標について ・令和2年度市民局運営方針(案) (全体・4 1「 <u>高齢者を対象とした消費者教育の推進及び地域における高齢者の支援機能の向上</u> 」及び4 1 2「 <u>高齢者の支援者等を対象とした講座の実施</u> 」) ・今年度及び来年度の取組み ・大阪市消費者安全確保地域協議会について (2) その他 ・ <u>高齢者の支援者向け見守り講座</u> テキスト「見守りハンドブック」について